

京都女子大学法学部公開講座

— 2016 年度前期 —

原発訴訟と司法の役割

——「福島原発事故」は終わっていない！——

〔第一部 報告〕

第 1 報告

「福島原発事故」は終わっていない！

—原発事故の中で 5 年、何が起きているのか。私たちは、どう終わらせていくのか—

「避難の権利」を求める全国避難者の会 共同代表

宇野 朗子

第 2 報告

東京第五検察審査会の「強制起訴」議決の意義

—福島原発事故の原因・責任と原発再稼働—

弁護士・脱原発弁護団全国連絡会 共同代表

海渡 雄一

第 3 報告

日本の原発の全貌

映画監督・弁護士

河合 弘之

〔第二部 パネルディスカッション〕

(省 略)

〔あとがき〕

京都女子大学法学部長

福井 厚

第1 報告

「福島原発事故」は終わっていない！

——原発事故の中で5年、何が起きているのか。

私たちは、どう終わらせていくのか——

「避難の権利」を求める全国避難者の会 共同代表

宇 野 朗 子

はじめに

皆さん、こんにちは。宇野朗子と申します。

福島原発事故は6年目に入って、もう終わったんじゃないのという雰囲気
がひしひしと感じられる中、京都女子大学法学部の公開講座で、このような
テーマで開催してくださることを本当に私たち避難者はうれしく思っていま
す。ありがとうございます。

今日は、避難を経験した者として、自分の経験と、この5年間のうち私か
ら見えていることをお話しさせていただきたいと思います。

一つ言わなければいけないのは、福島原発事故の被害というのは、本当に
ものすごく大きな広がりで、これから続く、まだ誰も全体像が把握できて
いないものであるということです。そして、私は一当事者として、私の目か
らしか見えていないものですので、ぜひたくさんの人からお話を聞いていた
だきたいということです。そのようにして、この原発事故被害の全体像が明
らかになっていくことを心から願っています。

ご紹介いただいたように、私は福島市で2011年3月11日を迎えました。
もともと生まれと育ちは埼玉県です。福島市に連れ合いとともに移住して、
11年目に東日本大震災に遭いました。その1年前のことから少しだけお話

しさせていただきます。

ちょうどいまから6年前になります。2010年6月13日のこと、私は初めて福島第一原発ゲート前に行きました。3・11が起こる1年前というのは、福島県にある10基の原発のうち、福島第一原発3号機でプルサーマル運転を受け入れるかどうかということをめぐって、福島県で議論が進められている年でした。

それまで福島県は、佐藤栄佐久知事の下で、プルサーマル運転受け入れを白紙撤回して久しく、その点では私たち福島県民は一部安心していましたけれども、2010年2月に当時の佐藤雄平知事が、3条件をクリアすれば3号機でのプルサーマル運転を受け入れますという表明をしたために、それに対する反対運動が起こりました。

当時私は3歳になったばかりの娘を連れて、プルサーマル運転は恐ろしい、やめてほしいと思い、初めて原発に対してのアクションを起こしました。その延長線上で、東電にもプルサーマル運転をやめてもらいたいということをはねに行こうということで、第一原発に行ったのが2010年6月13日でした。

ゲート前の公園にみんなで集まって、数分後に、ゴォーッという地響きが生じて震度5弱の地震に遭いました。私は、原発近くに行ったというだけでも少し緊張していたのですが、そこで急に大きな地鳴りと地震に遭い、非常に恐怖を感じました。思わず悲鳴をあげ、隣の友人の腕につかまり、頭には家に置いてきた娘や家族のこと、様々なことが走馬灯のようにぐるぐると浮かぶ、そんな時間を過ごしました。

そのときは幸運にも、すぐに地震は終わって(実際には原子炉で何が起こっていたか、私たちには分からなかったわけですが)、取りあえず滞りなく、当初の予定の行動をして帰って行きました。しかし4日後に、2号機で、あわやメルトダウンという外部電源全喪失事故が起きました。

そのときの経験は強烈に私に残りました。私たち人間はいかに傲慢なことをしているか。ものすごく大きな自然の力を見くびって、私たちは非常に傲

慢なことをしてしまっているのだと確信しました。躊躇などしている場合ではない、一刻も早く何とか止めなくては、という思いで、それからますます動くようになりました。

それから、福島県庁に毎日通って、プルサーマル運転反対をしていました。けれどもプルサーマルは受け入れが決まり、その年の10月から3号機の営業運転が開始されてしまいました。私たちは、これで諦めるわけにはいかないと思い、この問題について、もっとたくさん県民で話し合えるように、1年間かけて、原発に依存している原発立地地域を含め、どのように原発依存から脱却し、福島県としてやっていくかということを話し合えるような、そういういろいろなイベントをやっていこうと準備をしはじめました。

その最中に、2011年3月11日が来て、あの大きな地震が起きました。

2011年3月11日のこと

私は、たまたま娘と一緒にいて、友人のうちの庭先に自転車を止めたところで地震が来ました。本当に大きな地震になって、二人で地面にはいつくばるようにして本震を耐えました。

ものすごい地鳴り、なかなか終わらない。ずっと揺れがやまないのです。どんどん大きくなる。後ろには大きなバンの車が2台止まっていましたが、その車が、ボンッ、ボンッと前に進む。その隣にある大きな石垣が、ごろん、ごろんと崩れ、ガッツとその車に当たる。そして、電線がひゅんひゅんとうなるような音。本当に聞いたこともないような音の世界で、隣にいる子どもに、当時4歳になったばかりでしたが、「大丈夫だよ、ママはここにいるよ。大丈夫だよ。大好きだよ」とずっと言い聞かせながら、私の心は浜通りの原発に飛んでいました。ああ、しまった、間に合わなかったのかもしれない、これはすごく大きい地震かもしれない、という思いがこみ上げてきたことを思い出します。

それから、友達のうち避難させてもらって、偶然居合わせた女友達三人と赤ちゃんを含む子どもたちで夜を過ごしました。電源を喪失しているという情報が夕方ぐらいに入ってきました。私は電源車が間に合うことを祈りました。6月の時のように、電源回復が間に合ってほしい、と思っていました。

夜になり、私たちは、怖いので帰るのはやめよう、ここで一夜を過ごそうと言い合って、布団を敷いて子どもを寝かせた頃、ネットの情報から政府の災害対策本部が出している情報にたどり着きました。夜11時ごろだった思います。それは、電源が回復しない場合に、いつ燃料が破損するかという予測時間が書かれている文書でした。

あと20分くらいで、「被覆管破損」する—という予測を見たとき、ああ、これは大変なことになった、ついに電源車も間に合わなかったんだ!と思いました。

それを二人の友人たちに見せました。その当時、私たちは実際に福島第一原発から、いったいどのくらい距離が離れているのかも分かりませんでした（実際は北西約60キロくらいの地点にいた）、山を挟んでいても距離は十分ではない、と思いました。

取りあえず、この子どもたちを遠くに逃がせるうちに逃がそうと話し合い、日付が変わらないうちに、子どもたちと、詰め込めるだけのオムツや着替えや飲み物や、そういうものを友人の車に積んで避難を始めました。それが私たちの避難の始まりです。

翌日、私は埼玉で被災した家族と合流して、3月13日には、夫の実家がある山口県宇部市に家族三人で避難をしました。その後、連れ合いは、勤め先の福島大学の再開に伴って福島に戻り、私たちは福岡に母子避難をし、1年半を過ごして、2013年の春から京都の南部に移住してきました。

東京電力福島第一原発事故で何が起きているか

実際には、原発事故が起こってしまったらどうなるかということは、具体的には全然想像できていませんでした。避難のときにちらっと、帰れると思うと友達に聞かれて思い浮かべたことは、チェルノブイリの廃墟になった村の風景でした。「もしかしたら私たちの町も汚染されて、あんなふうになってしまうかもしれない、帰れなくなるかもしれない。でも帰れるかもしれない。そうしたら帰ればいい。取りあえず逃げよう」と思ったのを思い出します。

実際どうなったか——。私のそのときの想像をはるかに超えることが、この日本で起きていきました。

避難をして振り返ってみると、私たちの住んでいた福島市でも放射線量は瞬く間に上がりました。一番高いときで、毎時 24 マイクロシーベルトを超える放射線量を観測しました。飯館村を汚染した放射能の雲が、そのまま福島市に来たときにも、やはり雨と雪が降って、そして放射線物質が沈着しました。

チェルノブイリでは、たくさんの人たちがバスで避難をしました。特に子どもたちが避難をさせられたと思います。でも私たちが住んでいた福島市は、避難区域には指定されませんでした。

中通りの多くの高い放射線値を示した地域でも、避難区域指定にはなっていません。ということで避難をした人たちは、あくまで自主判断をして避難をした人として、自主避難者と呼ばれています。

原発の近くの人たちは強制避難をしました。その強制避難は、本当に過酷だったと言われています。たくさんの人が命を落としました。そして、本当にまだ 10 万人以上の人が帰れていません。

拡大していく被害

私のレジュメの(2)には「拡大していく被害」と書かせていただきましたけれども、いま5年がたって、被害が拡大しているときなのだと私は見えています。汚染源が、ちゃんと収束できていない。そこから常に汚染物質は環境中に放出されています。そして、環境中に降ってしまった汚染物質を、きちんと集めて閉じ込めることができていない。むしろ、拡散してしまうような政策が横行しているということがあります。

そして、避難ということは推奨されない。一部の避難区域を除いて、ほぼ自力で避難しなければならないような状態。つまり、避難は決して勧められていない状態が続いています。

それによって何が起きているか。まず被害の一番の核心は、たくさんの人々が被ばくをしているということです。これが被害の核心だと思います。私たちは、たまたま偶然に情報を得て、おそらくブルーム（放射能雲）からは逃れ、初期の被ばくからは子どもたちを守ることができました。でも、自分たちの子どもを初期被ばくから守ることができればいいかといえ、全然そんなことはない、いま本当に思います。

避難をして山口県宇部に行って、振り返ってみると、すごく高い放射線量の中で、みんながその危険が分からないまま、水を求め、ガソリンを求め、外に並んでいる風景がパソコンから報じられていました。どんなに声を大きくしても声が届かないという中で、本当にどうしたらいいんだろうと思ひながら過ごしてきた5年です。

初期被ばくをどれだけの人が、どのくらいしたかというのは、ほぼ分からないままになっています。たくさん被ばくしてしまった人たちの中には、甲状腺がんを発症するなどの影響が現れ始めています。最近、友人も手術をして、いまあらためて、本当に被ばくしてしまったんだということをみんななかみしめています。

汚染をした所は、長期低線量被ばく地帯となりました。そこで避難をしないという選択をした人、避難をしたくてもできないという人は、日常的な被ばくの危険にさらされています。

レントゲン室などの放射線管理区域以上の汚染地域を、皆さん、地図でご覧になったことがありますか。ものすごく広い地域が、実際には放射線管理区域以上の汚染になってしまいました。もちろん、福島県境外にもそれは広がっています。そして、それはきちんと測らなければ、分からないことです。

どれだけ自分が危険にさらされているかということは、はっきりと知らされないまま、日常的な被ばくを強いられています。そういう中で避難した私たち、残った人たち、全ての人が、被ばく、コミュニティーの分断という被害に遭っています。

私たち家族も、福島市ですずっと積み上げてきたさまざまな人間関係、やりたかったこと、全てを置いてこざるを得ませんでした。それは私たちだけではなく、残っている人もそうですし、避難したたくさんの人が、いままでやってきたこと全てを置いてこざるを得ない、いままでやってきたことと同じことはできないという中で生きる道を探しています。

私たちは、たまたま家族の中で、避難については意見が割れませんでした。夫との間、またはおじいちゃん、おばあちゃんとの間で意見が分かれて、本当に苦しい思いをして避難をした人、避難ができなかった人、私の周りにもいっぱいいます。

離婚をした人もたくさんいます。その中で母子避難、母子家庭になっての避難という人たちもいます。それは本当に生活困窮に直結します。私は、生活保護をもらうことは権利だと思いますし、もらった方が絶対にいいと思いますが、そのぐらい生活が破壊され始めているということをぜひ知ってください。

いま私たちは賠償請求もしていますし、ADR（Alternative Dispute Resolution：裁判外紛争解決手続）の申し立ても本当に苦勞してやっていま

す。でも、実際には、そのようにお金で換算できないようなものがたくさん失われたわけです。

皆さんも、いままで暮らしてきたこと、やっている仕事、自分たちが生きがいを感じてきた市民活動、それら全てを置いてこなければいけなかったことを考えてください。農家の方は農地を、1センチメートルの土をつくるために何年かけてきたかそういうもの全てが失われる。山を持っていた方に聞きましたが、賠償は二束三文だそうです。

でも本当にそれは、その金額の価値ですか。それは未来の世代に手渡さなければいけない宝物だったはずです。賠償請求をしながらも、私たちが失ったものはこんなものじゃないと思いながらやっています。私たちが失ったものの大きさというのは、たぶん私たち自身も、まだまだ分かっていないだろうと思っています。

そして、一番私が危機感を感じているのは、いま被害の拡大を食い止めなければいけない時期なんだということです。私たちがいま受けている被害すら見えなくさせられて、この被害に対する賠償もされず、避難をしてきた人も避難が継続できず、避難したい人はなおさら避難ができない。そのようになっていくと、これからの被害が歯止めなく拡大していくということになります。それがもっとも恐ろしいことだと思います。

私たちは避難者として、力を振り絞って訴訟の原告になったり、こうやってお話をしたりしていますが、それは私たちの被害を何とかしたいということ以上に、いまこれが不可視化されて、なかったことにされてしまったら、これから生まれる私たち未来の世代の人たちが、本当に汚染がどこにあるか、どれだけ広がっているか分からないまま、被ばくをしてもそれに対して何の補償もされない、そういう無法な社会を手渡してしまうことになってしまうと思うからです。

これを何とかできるのは、いまここに生きている私たちしかいません。そして、いま経験している私たちから見えていることをお伝えしていくこと、

ここからすべては始まるのだと思っています。

国の政策は、公衆被ばく線量限度1ミリシーベルトの20倍の基準で、進められているのを皆さんもご存じだと思います。避難をしていた所から帰還をするのも、年20ミリシーベルトという非常に高い基準です。こういう政策を、どうしても止めていかなければいけないと思っています。

被害の不可視化

「拡大していく被害」というところを少しだけお話しさせていただきましたが、この被害は私たち自身も分からないというところもあります。これは本来、あまりにも大きいので見えないということもあると思いますが、見えなくさせられている面もあると思います。

例えば初期被ばくに関しては、特にヨウ素の被ばくなど、すぐに測ってデータを取らなければいけないことが幾つかあったと思います。そういったことが、きちんとなされず、証拠が残らない状態にさせられてしまいました。

事故発生から6年目を迎えていますが、いまだに土壌の詳細なメッシュ調査、土壌の実測調査の汚染マップというものが、この国には存在していません。実際に測らなければ分からない放射能汚染に向き合うためには、汚染マップというのは基本中の基本だと思います。国家プロジェクトとして、チェルノブイリ以降、原発事故の被災地の国は汚染マップを作成しましたが、日本はそれをあえてやらないまま、いま6年目に突入しています。

そして、避難区域がどんどん解除されています。昨日、私が朝一番にラジオで聞いたニュースは、「南相馬市、この夏7月に、避難区域指定が解除になる見込み」というものでした。

南相馬市の汚染が実際にはどれだけあるかということを、ネットなどでぜひ調べてみてください。詳細に調べている市民の方たちがいます。まだまだ危険な状態の中に、避難区域の指定が解除になっていく。それに伴って、賠

償も打ち切りになるということが進められています。

私たち自主避難者も、いま本当に大きな課題を抱えています。それは自主避難者に対する、ほぼ唯一の支援だった無償住宅の提供が来年の3月で打ち切りになることが決まっています。

家族ばらばらで二重生活をしている避難世帯が多い中、この無償住宅がなくなるとすることは、本当に避難の継続が難しくなるということです。望まない帰還を強いられるか、またはこちらで、さらなる生活の困窮に陥っていくか、二者択一を迫られているような状況です。

私たち避難者は、この無償住宅支援を延長してほしいと訴えています。そもそも本当は、原発事故被害者に対する、きちんとそれに特化した恒久的な住宅支援というのが、制度としてきちんとできてほしいというのが私たちの願いでした。

いまの「災害救助法」下の住宅支援というのは、そこから漏れる避難者もたくさんいます。でも実際には、原発事故は初めてのことから、原発事故被害者に対するきちんとした支援の仕組みが、もうすぐきつと立ち上がる。それまで自力で頑張ろう。もうすぐきつと支援の手が届くと思っていた避難者も、いまある支援すら打ち切られていく中で、見通しがまったく立たないという状況に立たされています。

こうやって避難者が数の上で見えなくなっていくます。帰還すれば避難者ではなくなる。そして、帰還を選ばなかった人は「定住者」となり、避難者としてはカウントされなくなっていくます。こうやって数年内に政府は、避難者の数をゼロにしたいということを明言しています。

この国では避難者の定義がなく、そのため実際には避難者の正確な数はいまもわからないのですが、辛うじて避難者としてカウントされていた人たちも、おそらく何年か後には、ゼロになりました、福島原発事故はほぼ終わりました、というふうに言われてしまうのではないかと非常に危惧しているところ です。

私たちは、この原発事故をどう終わらせていくのか

最後に、「私たちは、この原発事故をどう終わらせていくのか」というところを少しだけ話して終わりたいと思います。

私がどういうイメージを持っているかといえば、この原発事故は、おそらく非常に長く続くのだと思います。国の言うように、2020年の東京オリンピックまでには終わりますとか、または40年後、廃炉が完了しますというようには、私は楽観的には捉えていません。何世代かにわたって、この事故を私たちは終わらせていかなければならない、そういう本当に長い長い時間をかけていかなければならないものだと思います。

そのときに、いま6年目にある私たちが、どう頑張っていくのかということを考えなければいけないのだと思います。きちんと長年の国の取り組みとして、この原発事故の収束、被害の最小化、それに対する国の仕組みを、いまの時点でどうつくるか、またはどうつukれないかで、これからの未来は大きく変わる、だから今、とても責任重大なのだと思います。

「原発事故子ども・被災者支援法」（正式名称：東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律）という法律が2012年6月にできていますが、この理念法をきちんと踏まえて、新規の立法も含めて、この原発事故に対する被害者の救済と、この事故をどのように収めていくかということを、きちんとこの国の仕組みの中に入れていかなければなりません。

いまの政権下では、難しいことだと思いますが、それでも多くの人が、そうしなければならないと確信し、本気で声を上げられたら変えていけると思っています。

チェルノブイリの被災地では、ちょうど事故から5年後に「チェルノブイリ法」ができ、本格的な支援が始まりました。30年たったいまでも、多くの子どもたちが国費で長期の保養を受けることができています。このような

ことが日本の私たちにはできないのでしょうか、そんなことはないとは私は信じています。

私は当事者として、被害はきちんとまだあるよ、まだ続いている、まだ拡大してしまうかもしれないということを、きちんと可視化する役割を担っていると思っています。さまざまな被害者団体がつながって、被団連（原発事故被害者団体連絡会）や被害者原告団全国連絡会など、大きな全国の動きもやっとできてきています。

私たちは、「『避難の権利』を求める全国避難者の会」として、個人がつながって、避難者はたくさんいるよ、全国にこれだけいるよと、そして、「避難の権利」というのは、この国にはちゃんと保障される必要があるということを言っていきたいと思っています。ぜひご支援をお願いしたいと思います。今日は、私たちが取り組んでいる署名なども持ってきていますので、ぜひご協力ください。

では、話残した分は、また後ほど質問していただければと思います。ご清聴ありがとうございました。

第2 報告

東京第五検察審査会の「強制起訴」議決の意義

——福島原発事故の原因・責任と原発再稼働——

弁護士

脱原発弁護団全国連絡会 共同代表

海 渡 雄 一

皆さん、こんにちは。いま宇野さんのお話を伺って、本当にこの事故の被害というものの非常に深いところでお話をいただいたと思います。どうもありがとうございました。

今日の私の話は、検察審査会の起訴議決の話と事前には告知されていますが、原発の差し止めのためにやっている訴訟の話を全部してくれというのが、後に控えている河合さんの要望です。河合さんは後で自分の言いたい、脱原発のための戦略論を全部話してくれると思います。

それでは始めていきます。私も宇野さんと同じで、福島原発事故の深刻、かつ広範な被害を確認するということが何より大事だと思います。

今日、事前に映画「日本と原発4年後」が少し上映されたということですが、その中に出ていたと思いますが、浪江町の請戸の浜で津波の被災を受け、生き埋めになっている人たちを救援できなかったという悲劇、このことは日本国民のほとんどの人に知られていないと思います。

長期にわたる避難、そして、ふるさとを失ってしまったような方々の悲劇といったものもとても大事ですけれども、本当に原発事故がなければ助けられたかもしれない命を助けられなかったということです。このことは忘れてはいけないことだと思います。

もう一つ、原発関連死の問題や自殺された方の話もここに少し書きました

が、帰還困難区域のコミュニティーというのは完全に失われてしまったという問題です。これは、河合さんと私は一緒に飯館村民 3000 人の集団申立事件をやっています。

飯館村という、人口 7 千人ぐらいの村ですけれども、来年の春には帰還できる状態にすると言っています。私の想像するところ、ご高齢の方は一度戻ると思いますが、もともと豊かな農村だったところには永遠に戻らないだろうと思います。

そして、先ほど宇野さんもおっしゃっていましたが、豊かな土壌という、牧場や畑やそういうものがあつたわけですが、そこで農作業を営むような喜びは永遠に戻ってこないだろうと思います。本当に長い期間にわたって、先祖伝来受け継がれてきた村というものが、基本的になくなってしまったということ覚えておく必要があると思います。

浪江の話は省略します。ただ、こういう状態だったということ覚えておいていただきたいと思います。

この原発事故が事前に防ぐことができなかったのかという話を少ししてみたいと思います。

東京電力は、原発の深刻な事故というのは実は 2 回目です。放射能が大量に漏れたというのは福島が最初かもしれませんが、新潟県中越沖地震が起きて、柏崎刈羽原発で何と 3 千カ所も同時に故障するという大被害を出していました。そのことがきちんと反省できていたかという問題があります。

核燃料をつり下げるようなクレーンが破壊されてしまったり、原子炉の地下に水が入ってきたり。タービン建屋と原子炉建屋は右と左で数十センチ、右の方がタービン建屋ですが、青の線は左右つながっていました。耐震性の低いタービン建屋の方が地盤沈下している写真です。

それから、複合建屋のポンプが水没している。これは津波ではありませんが、地下に大切なものを置いておくと水没してしまうかもしれないということは、実は分かっていたわけです。

今回の事故は、新潟県中越沖地震のときの柏崎刈羽原発事故をきちんと捉えていれば防ぐことができたのではないかと。実際に福島第一原発の吉田所長は、この中越沖地震のときの経験を、原発は地震に非常に強いんだと、意外にやれるんだと間違った総括をしてしまったと告白しています。そのことによる悲劇だと言えると思います。

もう一つ、地震と原発のことを争った重大な裁判がありました。これが浜岡原発訴訟です。これは負けたときの記者会見で、河合さんが話しているところです。

この裁判は、地震のときに原発が停止できるか、配管機器は健全性が保てるか、地震によって一時期にたくさんの機器が破壊されるという状態に耐えられるか、非常用電源は起動できるか、こういったことが争点でした。実際に、地震なのか津波なのかによって、ちょっと違うかもしれませんが、福島で起きたことと重なる争点で裁判が行われていました。

これは原子炉の圧力容器の真下です。BWRの場合制御棒を下から上に押し上げなければいけませんが、ブレーキがちゃんと利くのかどうか、こういう制御系に水圧を伝える配管が健全に保てるのか。再循環ポンプのここの部分が、このポンプが何トンもありますから地震のときにこわれてしまうのではないかと、そういうことを議論していました。

外部電源は非常に脆弱なので倒れてしまうのではないかと。福島の時も実際に倒れたわけです。そして、非常用ディーゼル発電機が津波によって水没するのではないかと。われわれは検証時に、はっきりとそういう指摘をしていたのです。ディーゼル発電機に軽油を運ぶためのタンクも津波で流されてしまいました。そして、タンクからディーゼル発電機まで油を送る管も、こんなちゃんな構造で、地震のときにはひとたまりもないということを私たちは指摘していました。

しかし、このときの判決は、地震によって複数同時故障というのは、およそ考えられないとしました。非常用ディーゼル発電機が2台同時に起動でき

ないなどという事態も想定する必要はない。こういう、その後起こった福島
の事故からすると、まったく誤った判断をしてしまったわけです。

われわれは、マグニチュード9クラスの非常に大きな地震が南海トラフで
は起こり得ると主張していました。南海トラフと太平洋沖とで少し場所は違
いますけれども、非常に大きな規模の地震が起き得るということを争点にし
ていたわけです。

想定東海地震を超えるマグニチュード9クラスの地震が発生するリスクは
存在すると、このこと自体は裁判所は認めました。「しかし、このような抽
象的な可能性の域を出ない巨大地震を、国の施策上むやみに考慮することは
避けなければならない」、これが判決文です。

何も理由は書いていない。それを想定したら原子力がやれなくなるから、
想定しないと言っているだけです。こういう判断の結果、われわれは原発事
故を起こしてしまったということです。

この訴訟のために証言台に立ってくださった神戸大学の石橋克彦先生、地
震学の大変権威の方ですけれども、判決を聞いて、このように言われました。
「この判決が間違っていることは自然が証明するだろうが、そのとき私達は
大変な目に遭っている恐れが強い」。これは2007年10月26日、福島の震災
の3年ちょっと前に、こういうかたちで福島の事故というものを予言されて
いたということを確認していただきたいと思います。

次に、今回の原発事故を招いた主要な原因は、津波対策がされていなかった
ということですが、なぜそういうことが起きてしまったのかという
話をしたいと思います。『京女法学』の第9号に福井厚先生が、2015年7月
31日の「強制起訴」の議決について詳しく書かれていますので、これもぜひ
お読みいただければと思います。

現実に、2016年2月29日検察官役の弁護士によって起訴がされました。
これから東京電力の勝俣元会長以下の刑事裁判が始まろうとしております。
起訴状の概要はこういうもので、高さ10メートルを超える津波が来て電源

喪失が起き、爆発事故などが発生する可能性を事前に予測できたと、はっきりと書かれています。このディーゼル発電機が水没するということも予測できていたということです。勝俣元会長、武黒、武藤副社長の三人が被告人になったわけです。

ポイントは、2007年12月の時点で、東京電力は政府の地震調査研究推進本部の長期評価、これは福島で津波を起こすような大きな地震が起きるという評価ですけれども、これを取り入れる方針をいったん決めたことが明らかにされました。

地震後、この長期評価を取り入れる必要はなかったと東電はずっと言い張っていましたが、実は彼ら自身が2007年12月時点で、これを取り入れる必要があるという方針を固めていたということが議決の中で認定されています。これが実際に起訴されたときの記者会見です。

少しさかのぼりますが、2002年7月に、福島の沖合でマグニチュード8・2前後の津波地震が発生する可能性があるということが、政府の地震調査研究推進本部（以下、「推本」と略記する）の見解として公表されていました。

この長期評価というのは、たくさんの地震学者が集まって、統一的なコンセンサスとして出したものです。これに基づいて、原発の対策だけでなく、一般の防災対策も立てる。そのためにつくられていたものです。

そして東京電力も、この推本の見解を無視できなかった。たくさんの学者、五人しかいませんけれども、アンケートを採っても推本を支持する見解の方が多かったということが分かっています。

2008年3月には、推本の長期評価に基づいて津波を想定した結果、原発では15・7メートルの津波が来ると。現実に来たのは15・5メートルの津波だったということですから、このシミュレーションはだいたい当たっていたわけです。こういう計算結果が得られていました。

そして、耐震バックチェックの中間報告書の提出に伴う想定問答集というものがつくられました。その中では、長期評価を考慮するということが、はっ

きり書かれていた。そういう方針が社として確立していたということが証拠として残されているわけです。

ここがポイントです。一番重要なのは、2008年6月10日に、15・7メートルの試算結果を担当者が当時の武藤栄副社長に報告をして、この敷地を津波から守るためには10メートルぐらいの高さの防潮堤を築く必要がありますという説明をした。ここで武藤さんが、「分かりました。では、すぐつくりましょう」と言っていれば、今回の原発事故は起きていないということになります。

ところが、何が起きたかといいますと、その約1カ月後、7月31日に、東電の社内で積み上げてきた対策というものをやめてしまうことになってしまった。これはもう一度、土木学会の検討に委ねてしまう。そして津波対策は、その検討が終わるまで先延ばしをしてしまう。全ての対策は2009年6月に完了する予定だったのですが、それが何年も引き延ばされる、そういうことが決定されてしまったということになります。

これが、まさしく今回の事故の原因だというのが検察審査会の見立てで、いま、こういう主張に基づいて刑事裁判が始まろうとしているということになるわけです。

実は、その後にも非常に重要な証拠が残っていました。方針転換した約2カ月後ですが、2008年9月につくられている東電の内部資料、耐震バックチェック説明会の議事メモというものがあります。これは、株主代表訴訟で東京電力側が出してきた証拠です。

この中に、「津波に対する検討状況（機微情報のため資料は回収、議事メモには記載しない）」という記載があります。地震対策を議論している会議ですけれども、津波に関する情報は機微情報だ、極秘情報だという意味です。だからメモにも書かない。

その書類の中でどういうことが書かれていたかといいますと、「推本がどこでも起きるとした領域に設定する波源モデル」、これは福島沖でも起きる

という意味です。「これは2、3年かけて電共研で検討する」と。

この赤で書いてある所です。「しかし、地震および津波に関する学識経験者のこれまでの見解、推本の知見を完全に否定することが難しいことを考慮すると、現状より大きな津波高を評価せざるを得ないと想定され、津波対策は不可避」。

東電内部で、機微情報だからといって回収された書類の中に書かれていた文章です。彼らは、部内では絶対に津波対策をやらなければいけないということが分かっていたことが明らかです。しかし、津波対策をやるというと、何百億円ものお金が掛かる。そして、地元の住民の人たち、宇野さんのような人たちが騒ぎ始めて、その間、原発が止まることになってしまう。そういうことを恐れて、この対策をやらないことにしてしまったということが分かっています。

現実に15・7メートルのシミュレーション結果が報告されたのは、2011年3月7日でした。実際に地震が起きるわずか4日前ですから、防ぐことはできなかったかもしれないけれども、保安院は実際にこの事故が起きたときには、そういうシミュレーション結果があることを知っていたのです。

皆さん覚えていると思いますが、3月13日に清水社長が出てきて、「このような津波は想定外でした、不可抗力です」と言いました。その記者会見が行われている当時には、保安院は15・7メートルの津波が来るというシミュレーション結果を受け取っていた、手元に持っていました。

しかし、そのことを、そのときには公表しなかったわけです。実際にこのことが公表されたのは、ずっと後、この年の8月ごろになって、読売新聞がスクープして公表されるというかたちになりました。

次に3・11後の司法の在り方の話をしてみたいと思います。

2011年7月に、脱原発弁護団が結成されました。この辺のことは、後で河合さんが詳しく話してくれると思います。再稼働の可能性のある全ての原発に対して差し止め訴訟を提起していくという方針を掲げてやってきまし

た。

2014年5月21日に福井地裁で、大飯原発の差し止め判決が出ています。この判決の中では、「人の生命を基礎とする人格権は、わが国の法制下でこれを超える価値を他に見いだすことはできない。福島原発事故のような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、差し止めが認められる」と。こういう非常に正しい法的判断を示してくれました。これが、この判決を書ってくれた樋口裁判長の写真でございます。

本件訴訟においては、本件原発において（福島原発事故のような）事態を招く、「具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象で、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい」ということを言いました。

また、この判決は、地震科学には非常に大きな限界があるんだといっています。地震は地下深くで起こって、実際に起こっている場所を見ることができません。実験をすることもできないということで、非常に不確定な要素が大きいということを言っています。

過去10年間足らずの間に、基準地震動（を絶対超えてはいけない最大限の地震動）を想定したはずなのに、これが5回にもわたって超えてしまっている。これは何か根本的にやり方が間違っているのではないかということを裁判所は考えて、これでは駄目ですよという判決を出してくれたわけです。5回も基準地震動を超えているということです。過去の誤りが正されていない以上、これからも誤る可能性がある、そういうわかりやすい論理で原告側の勝訴判決が出たわけです。

その後、同じ樋口裁判長によって、再稼働が一番早いと予想されていた高浜原発について、2015年4月14日に差し止め仮処分決定が出ました。でもこの決定は残念ながら、この年の12月24日に逆転されてしまうという決定が出され、高浜原発の運転が2016年1月から再開されました。

ところが、その後、今日ここに担当された井戸先生が来られていますが、

2016年3月9日に大津地裁で、再度差し止めを認めるという決定が出ました。このときには、実は高浜原発の4号炉は事故で止まっていましたが、3号炉は運転中で決定が出て、それによって止まるという非常に画期的な事態となりました。

司法が現実には、事故の危険性を理由にして運転中の原子炉を止めた、本当に歴史的な決定だったと思います。電力会社に非常に高い責任を課し、福島原発事故の事故原因の究明が十分されていないのではないか、新基準の策定に向かう姿勢が非常に不安だということを指摘しています。そして、非常用電源や使用済燃料ピットの冷却設備など、安全性の疎明が十分できていないという点を具体的に指摘しました。

また、耐震性の確保についても十分な検討がされていない。断層の想定であるとか、連動して動く可能性とか、そういった点も十分想定できていないのではないか。とりわけ原発の安全審査において、地震動を平均像で議論するということが非常に危険性が高いということを指摘しています。

ちょっと松田式の話は難しいので省略します。

もう一つ重要な点は、避難計画がきちんと国の責任の下に立てられていないということを指摘しました。福島原発事故という過酷事故を経た現時点では、国家主導で可視的な避難計画というものを早急に策定すべきだ。そういう状況がないのに原発を動かすことは、住民の人格権侵害になるんだということをはっきり言ってくれたわけです。

この決定は非常に影響が大きいと思います。避難計画を規制に取り込まなければ再稼働できないと言っているわけで、いまの規制の仕組みを根底から改めないと運転は認められない、そういう判断の枠組みになっていると思います。

最後にもう一つだけ、2016年4月6日、つい先月ですけれども、川内の抗告審の決定について一言お話ししたいと思います。これは負けてしまった決定です。2015年4月22日に鹿児島地裁で負けていて、それを覆すべく、

ずんぶん頑張ってきましたけれども、争点は三つありました。

川内原発は、今後、原発を襲う可能性のある地震動に耐えられるか、周辺の火山噴火の影響に耐えられるか、実効性のある避難計画がない点はどうなのか。第1と第3は、大津の決定の場合とかなり似た争点でやっています。

立証責任が電力会社にあると言っていますけれども、その後に、社会通念を基準にして判断するという論理が付け加わっていて、本来、電力会社側にある立証責任が転換されているという部分があると思います。その意味で判決の論理に一貫性が欠けているのです。

九州では地震動の想定に、先ほどの平均像に基づいて想定している点が不十分だということは認めているんですけども、九州地方では相対的に地震動というのは小さくなる傾向がある、そういうことからすると大きな危険にはつながらないということで、運転を認めるという判断になりました。

この点が非常に私は納得できない点で、まさにこの決定が出た直後に、九州であれだけ大地震が起きたわけで、この決定が間違っていたことがはっきりしたと思います。

もう一つ、火山のことが、この事件の大きな争点になっていました。世界の火山の1割が日本にあります。地震も約1割、日本で発生していますけれども、こんなにたくさん火山がある。とりわけ、大きな爆発を起こすカルデラ火山というのは九州に集中しています。

これは何か恐ろしい絵ですけども、『Newton』の別冊に載っていました。この部分の島が桜島です。分かりますか。そして、この赤い丸印で書いてあるところがカルデラ火山です。これが火を噴くと、原発もまったく対応不可能な破局的な災害になるといわれています。最近、この桜島の噴火活動が非常に活発化してきている点分かります。

たくさんの火山学者、気象学者の方々が、われわれのために意見を寄せてくださいました。

この始良カルデラについては、すでに破局噴火に十分なマグマだまりがで

きている可能性があるということを専門の火山学者が言っています。そして、カルデラの中央部に珪長質のマグマが、年間0・01平方キロメートルの割合で蓄積され続けている。こういうモデルも示して、間もなくここで大噴火が起きる危険性があるんですよということを、われわれは主張し立証しました。

その結果、どのようになったかという、決定では、この噴火の時期および規模が相当前の時点での確に予測できるという、規制委員会が依拠している火山ガイド、これは内容が不合理だと。要するに、基準が間違っていると言ったわけです。

そして、始良カルデラの次の噴火が、破局噴火に発展する可能性は否定できないと言っています。破局噴火の可能性が十分低いとしている規制委員会の判断も不合理だと言っているのです。

これは全て、われわれが主張し、証明しなければいけなかった事実がはっきり認められているのです。にもかかわらず結論は負けてしまった。なぜ負けたのかというと、ちょっとここから皆さん、よく聞いてください。

「わが国の社会が、これに対する危険性をどの程度まで容認するかという社会通念を基準として判断するしかない。影響が著しく深刻なものではあるけれども、低頻度で歴史時代で経験したことがないような自然災害」。

確かに破局噴火はそうです。最近の破局噴火は7千年前です。ところが7千年前は、そんなに古いことではないわけです。原子力の分野では、最低10万年に一度ぐらいいは起きるような災害も、その評価の対象にするというのは国際的な常識と言っているのです。

「こういう歴史時代において経験したことがないような自然災害のリスクについては、建築規制の上でも考慮されていないから、原発だけそれを考慮するというのは不合理だ」と言っています。

確かに建物を建てるときに、火砕流が来るということを想定して建てていません。けれども、それはまた建物が建てられればいいわけです。でも原発事故が起きて、日本中が放射能の灰で埋まってしまったら、この国土の上で

われわれは生活することができないわけです。普通の災害と原子力災害との違いというものを、この裁判所はまったく分かっていないと言えると思います。

亡国の災害と一般の建築規制を同視するという、本当に異常な判断がされました。この事件は最高裁には持ち込まないで、鹿児島地裁で本訴の裁判を続けるという選択を致しました。

最後に、ちょっと最近起こっている九州の地震の話をして、終わりにしたいと思います。

いま起こっている熊本の地震というのは、実は中央構造線の延長部分、これが最初熊本の方で日奈久断層帯という所で始まって、それが布田川断層帯の方に発展してきている。そして、大分の方にまで震源が広がってきているわけです。この大分の方の、さらに先には中央構造線の断層帯があって、伊方原発が位置しています。

そして、日奈久断層帯をさらに南西方向に延ばしていくと、この方向には川内原発があるという、こういうロケーションになっています。中央構造線の複数の区間が同時に活動する可能性があるといわれています。

実はこれはNHKが、この地震が起きる数週間前ですが、4月3日に『巨大災害』というNHKスペシャルを放映していました。まさしく、中央構造線の延長上のこの部分がプレート境界なのではないかと報じました。大きなプレートではありませんが、少し小さめのプレートの境界になっているということを指摘する番組をやっていました。

これは京都大学防災研究所の西村さんと、ハーバード大学のブレンドン・ミード教授の、二人の見解がフィーチャーされていました。日本国内は、このようにプレートが割れていると。

ちょっといままで見たことがない絵ですけれども、これを見ていただければ分かりますが、ここの部分が川内原発、この部分が伊方原発です。両方とも、プレートが割れている部分の直近に原発が建っているということが分か

ります。そして、まさしく、このプレートが割れている部分で兵庫県南部地震（1995年）、中越沖地震（2007年）、東日本太平洋沖地震（2011年）と、次々に巨大な災害が起きている。

これはよく見ると、淡路島も割れていることが分かりますし、敦賀の方の原発が集中した場所もプレートの境界になっているということが分かる。このNHKの画面に、どこに原発があるかをそのままプロットすると、どんなに恐ろしい事態になっているかということが分かりますが、こういうことが放映されていました。

いま余震は、別府－島原地溝帯の阿蘇、大分方向に延びていて、今年の夏には伊方原発の再稼働ということを政府は急いでいるわけですが、そこで大地震が起きる危険性が刻一刻と迫っているということを指摘しなければいけないと思います。この伊方についても、つい最近、広島地裁と松山地裁で仮処分の審尋が始まっています。

最後になりましたけれども、いま問われていることは、最初に宇野さんがおっしゃってくださった福島のような悲劇を、この国土の上でもう一度繰り返していいのかということにつきます。

いま日本は、何百年に一度という地震火山の大活動期に入っているのではないかと思います。これは本当に南海トラフの大地震が起きるまで絶対やまない。そういう活動期に入っている中で、安全性の低い、老朽化しているような原発を、動かし続けるようなことをしていいのかということが問題になっているんだと思います。

いまや原発を止められるものなら止めておきたいという考えが、多くの国民の共通認識になってきているのではないかと思います。高浜の差し止め決定が出たときに、あるテレビ局がやった世論調査では、この決定を支持する人は65%、支持できないという人は23%しかいなかった。原発を止めておいてほしいという人の方が3倍も多いわけです。

本来、日本は民主主義国家のはずで、多くの国民が願うことは実現しなけ

ればいけないはずですが、それがいまの政府の下では実現していませんけれども、行政が正しく判断できないとすれば、これは司法が正していくしかない。われわれは、その裁判所にチャレンジを重ねて、何とか多くの市民の願いを実現するために頑張って活動していきたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

第3 報告

日本の原発の全貌

映画監督

弁護士

河 合 弘 之

映画監督の河合でございます。

初めにちょっと映画の話をします。これが『日本と原発』という映画で、1年半前につくりました。この映画は、日本の原発が抱える問題点、日本の原発の論点を全部網羅してあります。いまでも大ヒット中です。つくってから1年半になりますが、1300回、日本中で自主上映をされております。見た方が約9万人です。映画製作費は3千500万円ですけれども、売り上げは5千万円です。全部資金を回収しました。

原発に少しでも関心があって、少しでも何かをやりたいという人は、必ずこの映画を見てください。いいですか。この映画を見ないで脱原発運動をやるということは、地図なしに知らない所を歩くのと同じです。必ず見てください。

今日は持ってきました。これは3千円でございます。3千円で日本の原発の全てが分かるのですから安いものです。ただ、書類に残っていないと不安だという方のために、この映画のダイジェストが『原発訴訟が社会を変える』という本でございます。

ところで、皆さん、私のレジュメを見てください。まず、日本はなぜ原発をやってはいけないか。簡単です。皆さん、黄色い図（別紙1）を見てください。この図の黒い点が、世界中の、中規模以上の地震の震源地です。日本はどこに見えますか。真っ黒で見えないでしょう。それぐらい日本は地震が

多いのです。それは数字でいうと、世界の面積比平均の130倍の率で地震が発生しています。

もう一つは、その1ページめくったこの図(別紙2)を見てください。これは世界中の原発のサイトを示してあります。どこに原発があるか。それと重ねたのが、1枚目の青と赤いドットがあります(別紙3)。これはいま言った1枚目と2枚目を重ねた図です。これだけ見ていただければ分かります。

要するに、世界中で原発を一番やっているのはアメリカの東海岸で100余りありますが、そこには地震はほとんどありません。ヨーロッパのフランスとかドイツも原発をいっぱいやっていますが、ここにも地震はほとんどありません。世界中で地震が頻発していて、原発をどんどんやっているのは日本だけです。強いて言うと、台湾もそうですけれども、日本と台湾だけです。

地震がある所は、海辺には津波があるわけですがけれども、なぜ地震や津波がある所で原発をやってはいけないかというと、もう答えは簡単です。原発は巨大精密機械だからです。精密機械は水と震動に弱いのです。

このスマホは一種の精密機械ですがけれども、ぽんと落とせば壊れます。水にちょこっと浸ければ、その瞬間に壊れます。それと同じように、原発は地震と津波には極端に弱い。だから、地震と津波が極端に多い日本ではやってはいけない。ほかの国はともかくとして、日本だけは、とにかく絶対に原発をやってはいけないということを、まずご理解いただきたいと思います。

その次に、いや、日本は絶対に原発をやる必要があるんだと。日本は資源小国で、その悲哀から脱するには原発をやらなければしょうがないんだというのが、「自己完結型永久エネルギー構想」(別紙4)です。

これは、いわゆる核燃料サイクルです。簡単にいうと、ウランウムを輸入して軽水炉で燃やし、再処理をしてプルトニウム燃料をつくって、プルトニウム燃料を高速増殖炉で燃やして、高速増殖炉から出てきた使用済核燃料をまた再処理して、またプルトニウム燃料をつくって、それをまたもう一回、高速増殖炉で燃やすと、いままでよりもっと増える。ぐるぐる回すと永久燃

料になるというのが核燃料サイクルです。

日本は50年前に、これに飛び付きました。資源小国日本はこれで生きていくしかない、日本の唯一生き残る道だと。これが実際には駄目になっているというのは、皆さんお分かりだと思います。

まず、六ヶ所村の再処理がまったくうまくいっていない。20回以上、工事期間が延長され、予算が3倍にも4倍にもなった。実際にうまくいく可能性はまったくない。もう一つは、ここに書いてあります高速増殖炉も、世界的に完全に失敗しています。ロシアで少しやっているとわれていますけれども、あれは原爆をつくるためです。要するに世界中で、フランスもイギリスもアメリカも含めて、高速増殖炉に成功している国はどこもない。完全に失敗している。

しかし、核燃料サイクル構想、要するに自己完結型永久エネルギー構想は、いまだに原子力の場合は生きています。こういうことをいまだにやっている。日本が原発をやる場合の唯一、かたちだけの正当理由がこれでございます。

今度は、原発をやめると電力がなくなって停電になるぞ、どうするんだということをよく言うと思いますが、それはまったくそうで、この図（「日本の発電量の現状（2008年）」―後掲）で見ると分かりますように、火力発電の設備稼働率を50%から70%に上げると、原子力発電でいままでつくっていたものが全部賄われています。

実際、日本の原発は、いまでもほとんど動いていないわけですが、停電などというものはどこにも起きていません。それはなぜかということ、火力発電の稼働率を20%上げるだけで十分だからです。

なぜそんなに原発をいつまでも止めないのかというと、それは皆さんのお手元にあります図（別紙5）。これは日本の原子力ムラの構造図です。これを話していると時間が長くなるので今日は省略しますが、日本最大、最強、最悪の利権構造です。要するに、みんなでお金の回し合いをしているのです。

そのお金はどこから出てくるかというと、国民の税金と電気料金から出て

います。なぜ回せるかという、その諸悪の根源は総括原価方式といって、電力会社の電気料金というのは、かかったコストの103%を必ず回収できる。別の言葉でいうと、かけたコストの3%は必ず利益としてもらえるという構造になっているからです。しかも、電気は地域独占ですから。

そうすると、電気を高い値段でつくればつくるほど利益がもうかる。そして毎年、何千億円、もしくは1兆円を超える余剰利益が出る。それをみんなで回し合っているという構造が厳然としてあるのです。これが、原子力ムラの人たちが原発をやめない理由です。

原発はやめなければいけないと言うと、「そんなことを言ったって、原発を全部止めると火力発電を増やすために石油燃料をいっぱい輸入しなければいけない。年間3兆6千億円の国富が流出している」。確かにそうです。原発を止めて石油を輸入して、火力発電でやっているわけですから、3兆6千億円、輸入代金が増えている。

「そんなに毎年毎年、国富が流出していいのか。日本はギリシャみたいにな債務超過国になるぞ」と政府は言うわけです。安倍さんは、一時それを盛んに言っていました。しかし、実際には3兆6千億円ではなく、1兆5千億円ぐらいだといわれていますが、3兆円にしても1兆5千億円にしても、それで日本の国が減びるような支出増加か、全然違うと。

日本の経済というのは、そんなにちやちではない。日本のGDP（国内総生産）は、500兆円から600兆円あります。そのうち3兆円コストが増えたからといって、それは0.5%です。実際にはそれが1兆5千億円ですから、0.25%とか、そういうわずかな金額です。ですから、ほんのちょっとコストが増えただけで日本の経済がおかしくなるということはない。

現に、その輸入代金が増えたことによる経済の蹉跌（さてつ）という、不具合はまったく起きていません。幸か不幸か怪しいものですが、アベノミクスで景気がいいということに、ちょっと前までなっていました。だから、石油の輸入代金が若干増えているからといって、日本の経済が傷むとい

うことはまったくないのです。

そういう意味でいうと、「いや、そんなことを言ったって、原発はCO₂を出さないからいいんだ、だから原発をやるんだ」と原子力推進派は言います。でも本当ですか。CO₂と放射能とどちらが怖いですか。CO₂は国を滅ぼしますか。放射能は国を滅ぼしますか。

滅ぼしますね。まさに福島第一原発事故のときに、もし4号機の使用済燃料プールが崩壊していれば、関東地方も含めて東日本全部がやられるかもしれないと、当時の原子力委員会の委員長、近藤駿介氏が言ったのです。そして、リポートをきちんと当時の菅首相に出している。

それぐらい原発事故というのは国を滅ぼすのです。日本は国土が狭い。だから、一発の原発事故で国が減じる恐れがある。現にあのときは、本当に幸運のために救われただけなのです。

中国やロシアやアメリカは、一発の原発事故では滅びません。なぜか。もちろん、事故が起きていいと言っているのではないんですよ。でも、日本の国土の50倍も60倍もある広い国で原発事故が起きるのと、日本のように狭くて細長い国で原発事故が起きるのでは、国家に与える危険度が全然違うのです。例えば、浜岡原発でもう1回事故が起きたら、私は日本は滅びると思います。

また、若狭湾にある十何基ある原発のうち一発でもいけば、近畿経済圏は確実にやられます。なぜか。20、30キロメートルの所に琵琶湖があるからです。あの若狭湾の原発が1基でも火を噴けば琵琶湖は必ずやられる。

琵琶湖の水を飲んで暮らしている人が何人いるか。京都の人は、たぶんご存じでしょう。1千500万人います。1千500万人の命の飲み水を駄目にするのが原発事故なのです。だから、CO₂と原発の放射能を比べてはいけません。

原発事故というのは急激な死の危険です。CO₂というのは緩慢な死の危険です。CO₂を出し続けていいとは言いません。CO₂は全世界で、みんなで力を合わせてなくさなければいけないけれども、緩慢な死です。緩慢な死と急

激な死の危険、二つあったときに、どちらをまず避けるべきですか。まず避けるべきなのは急激な死の危険です。

そして、原発は日本だけで止められます。日本の原発は日本人だけで止められます。CO₂の発生は日本人だけでは止められません。まず私たちは、自分たちで止められる危険をなくさなければいけない。だから、原発はCO₂を出さないからやってもいいなどというのは、まったくいんちきの論理です。

そのように言うと、「そんなことを言ったって、今度の新規制基準は世界最高なんだから、それをクリアすれば安全なんだ。だから、その審査をパスしたら再稼働していいんだ」というのが安倍首相の言葉です。

本当に、日本の今度の新規制基準は世界最高か。うそです。世界最高と言うからには、アメリカの基準がこうだから、日本はそれより優れているから世界最高、EUも基準はこうだから、それよりもここが、このように優れているから世界最高というのが、世界最高ということの本当の意味ではないですか。でも、そんなことを比べた論証はまったくないし、世界中のどこにも、日本の新規制基準は世界一だと言っている人はいないのです。

そういうことを言っているのは誰か。安倍首相だけです。安倍首相を先頭とする原子力ムラだけです。こういうのを自画自賛と言うのです。まったく世界最高だという根拠はないと、ご理解いただきたいと思います。

でも、そのように言うと、「いや、大丈夫だよ。千年に1回とか、1万年に1回の地震が来て、津波が来て事故が起きたんだから、あと千年は大丈夫だ。少なくとも原発は、あと40年動かす。その間は大丈夫だよ」と。何の根拠もないですね。

1万年に1回、10万年に1回、100万年に1回、そうではないでしょう。世界で原発が動き始めてから50年です。50年の間に何がありますか。スリーマイルがあって、チェルノブイリがあって、福島がある。50年のうち3回、大惨事を起こしている。なぜ千年に1回なんですか。でたらめもいいかげんにしろ、いいかげんなことを言うなというのが私たちの反論です。

あの3・11の前は、いろいろな裁判を海渡さんも私も一生懸命やりました。日本の原発は、いま言ったようなことで、いかに危険か。ところが、どう言ったか。ありもしないことを大げさに言う変な人たちと、裁判官は私たちのことを見ていた。なぜか。裁判官も、原子力の必要・安全・安心キャンペーンを信じていたからです。

日本の原子力ムラは、50年間にわたって膨大なお金を使って、日本の原発は必要なんだ、安全なんだ、安心なんだというキャンペーンを繰り返し、繰り返ししました。それがテレビ・新聞、全部やられました。

国民の99%は、ここにいらっしゃる皆さん方もほとんど、たぶん、何だかんだ言っても大事故はないよね、安全だよねと思っているかと思います。裁判官も同じです。裁判官も市民の一人ですから、テレビも見れば新聞も見

る。そして、やはり原発は大丈夫だよ、そういう枠組みができているときに、私たちがいくら言っても、それはありもしないことを大げさに言い立てる変な弁護士たち、変な原告たち、変な住民たちということで全部切られてきた。

だけど、あの福島第一原発事故を見て、市民の目が覚めたはずだ。目からうろこが落ちたはずだ。裁判官の目からも、うろこが落ちたはずだ。では、もう1回みんなで裁判をやり直そうということで、私や海渡さんが、いままでやった弁護士に呼び掛けた。

そうしたら、「おう、やろう。もう1回やろう」ということで、約300人の弁護士が集まった。そして、日本の全ての原発について裁判を起こし直しました。それまでは、ほぼ全敗だった原発裁判が、勝つようになってきたということです。

原発の裁判にもいろいろな種類がありますが、一番重要なのは原発の差し止め裁判です。その差し止め裁判の、いわば前段として仮処分というのがあります。それ以外に、株主代表訴訟といって、いま東京電力の役員の民事責任を追及する訴訟が行われています。それから、刑事告訴がありました。

被害を受けた人たちの損害賠償請求、これはADRといって、調停手続きと普通の本裁判があります。それから、原発メーカーの責任を追及する訴訟があります。そういう訴訟は、いろいろな全体的なものがありますが、ここで大事なのは脱原発の戦略です。

私たちは、それぞれの持ち場で、それぞれの現場で、一生懸命戦っている人が多いわけですがけれども、いままではややもすると自分の戦いに精いっぱい、いわば塹壕にこもって、前に向かって機関銃をひたすら撃ちまくっているというような、そういう戦い方でした。

でも、それだけでは駄目です。やはり私たちは戦略を持って戦わなければいけない。全体的な戦略を持って戦わなければいけない。全体的な戦略というのは何か。それが、今日皆さんにお配りしたレジュメの最後を書いてある、脱原発の戦略です。

ここで、まずはっきりしなければいけないのは、私たちは決して無力ではない。脱原発勢力というのは、決して無力ではないということです。私たちは往々にして、敵の勢力を過大に評価しがちです。「いくらやっても、再稼働、再稼働で進んじゃうんだよな。結局、負けちゃうんだよな」、そのように考える必要はない。

逆に、原発推進勢力というのは、私たち脱原発派の力を非常に恐れています。「あいつらのおかげで原発は結局、これからは昔みたいに、うまくやれないよな」と思っているのです。そういうニュースが、どんどん入ってきます。私たち戦う側としては、自分の力にきちんと自信を持って戦うべきだということです。

敵の戦略というのは、一点突破、全面展開です。要するに、川内原発や伊方原発や高浜原発、そういう弱いところをまずこじ開ける。そして、そこから、広がっていくということ。ですから私たちは、それに対して、その間近に迫ったやつを何とか押さえ込むという戦いを、まずしなければいけません。

一点突破、全面展開と言いながら、原子力推進勢力は、昔みたいに原発

54 基、全部やれるとは思っていません。現に田中俊一委員長が、日経新聞の平成 27 年 8 月 8 日付の朝刊で、どう言っていたかという、「川内、伊方までは、だいたい自分たちは見通しを立てているんだけど、その先は実は見通しが立っていないんだ」。こうやって、こうやって、こういう順序で行くということは、できていないんだということを告白しているのです。

敵も取りあえず、1 発、2 発、3 発、動かしたいと思っているだけで、全体的な戦略を持っているわけではない。私たちは、だから敵の一点突破を何とか妨害して、仮処分なり本訴で妨害をして、そして時間を稼ぐ。

ただ、裁判だけでは駄目で、いろいろな集会をやる、デモをやる、地元首長への圧力をかけて再稼働の動議をさせないようにする、ハブコメが募集されたら、ばんばんパブリックコメントを出す。そうやって、どんどん圧力をかけていって、再稼働を 1 基でも減らし、少しでも遅らせる。そして時間を稼ぐということをやる。

正直言うと、こういう会で勉強会をすること自体も、私は脱原発の運動になると思います。それから手前みそになりますが、こういう映画の自主上映会をやっていただくこと自体が再稼働に対する反対圧力になる。

そうやって時間を稼いで、事故をなるべく起こさせないようにする。もちろん全部止めるのが私たちの目的です。でも 1 基、2 基、動いたぐらいで、がっかりしては駄目なのです。私たちは一喜一憂してはいけない。粛々と圧力をかけ続ける。そして時間を稼ぐ。

時間を稼いでいる間に、われわれは何をすべきか。それは自然エネルギーを強くすること。原発の再稼働を、復活をなるべく遅らせながら、自然エネルギーを強くする。風力、太陽光、バイオマス、小水力、地熱発電、こういうものをみんなの力で強くしていく。

そして、自然エネルギーが実際に、本当に安全で実力があるんだ、自然エネルギーはもうかるんだということを、きちんと実証していく。そういう運動を私たちがしなければいけない。

原発に反対するだけでも駄目だ。原発に反対するとともに、原発の代わりは自然エネルギーだ。自然エネルギーは実際にやれるぞ、こうやってもうかるぞということを私たちの力で実証していかなければいけない。

そして、自然エネルギーは本当にもうかるということが分かれば、企業は黙っていても、大企業も中企業も小企業も、自然エネルギーに堰を切ったようにどんと行くのです。そういうブレイクスルーの時期を私たちは待っているのではなく、自分たちの力で引き寄せなければいけない。

これは今日は省略しますが、自然エネルギーは私たちが手触りできて、私たちが貢献できるエネルギーです。原発とは違うのです。大型火力とも違うのです。自然エネルギーは私たちの力で大きくすることができる。

自然エネルギーを、そうやってブレイクスルーを引き寄せて、自然エネルギーが実際もうかるんだということになれば企業はどっど行く。そして、「えっ、なんで原発をやっているんだっけ」という話になる。

そうすると、自然に原発はやめよう。原発は危険でコストが高い。そして、みんなから嫌われる。では、原発をやめて自然エネルギーへ行こう。このように持っていくのが私たちの戦略だ。

そういうことを言うと、「理想なんか言っちゃって、そんなうまくいかないよ」と言うかもしれないけれど、そんなことはない。自然エネルギーは、必ず安いんです。もうかるんです。燃料費はただですからね、自然エネルギーというのは。太陽光も風力も水も全部ただですから。石油とかウランウムみたいに、金を払って外国から買ってこなければいけないものではない。ただより安いものはない。

初期投資に、自然エネルギーというのは確かに少しお金が掛かるけれども、それは国税か、買取制度とか、そういうもので克服していけばいいのです。

「自然エネルギー、そんなきれい事だよ」と言うけれども、違います。ドイツは現にそうになっています。ドイツがなぜ、あんな脱原発宣言ができたか。ドイツ国民とドイツ経済界が、自然エネルギーの実力を信用しているからで

す。

原発をやめて自然エネルギーで行って大丈夫だと国民が分かっているから、あんなにかっこよく脱原発宣言ができた。日本もそこまで持っていかなければいけないし、持っていくことができるんです。必ずできる。

これはドイツだけではありません。世界中の流れがそうなのです。去年の12月、パリでCOP21（Conference of Parties：第21回締約国会議）が開かれました。そこで、いままで後進国と先進国が争っていましたが、もうそんなことは言っていられない。全世界で力を合わせて脱CO₂をしよう、脱温暖化をしようという歴史的な合意が成立しました。

では、その脱CO₂の手段は何か。自然エネルギーだというのは、もう世界的なコンセンサスです。「脱CO₂、よし、それは原発でやろう」と、ばかなことを言っているのは日本のごく一部の人たちだけです。それが世界の流れです。だから私たちの戦略というのは、現にドイツで、デンマークで始まっているし、それは世界の流れなのです。

しかも、私たちの戦いは正義の戦いです。なぜかというと、原発をなくすという戦いは、国を滅ぼすかもしれない原発事故をなくす正義の戦い、救国の戦い。正義の戦いであるとともに、世界の大きな潮流に完全に乘った戦いです。だから、この戦いは必ず勝つのです。

私たちは、目の前のことに一喜一憂してはいけません。もちろん、全力を尽くして1基も動かさないように頑張りますけれども、仮に1基動いても、それで戦いが全て終わるわけではない。1基動いたら、それをさらに止める仮処分をもう1回かける戦いをすればいい。

では、原発を止めるためには、現実的には私たちは、これから裁判でどういう作戦を取るか。それを大津地裁の決定が非常によい方向、よい方法を教えてくれています。

それは、そこにいらっしゃる井戸先生が、大津で頑張って、あの決定を取ってくれた。私も一応代理人の端くれですけれども、一緒に取ったその方法は

何か。原発立地の裁判所に起こさないということです。

福井県は、原発再稼働コールでいっぱいです。テレビも新聞も、そういう方向で、再稼働されないから民宿にお客が来ない、大衆食堂のお客が来ない、どうしてくれるんだよ、早く動かしてよ、というような記事ばかりです。

そういう記事を毎日見ている裁判官と、「危ないな。一銭も来ないのに、事故が起きたら放射能だらけになるぜ」という京都や大津の裁判官と出す動機が違います。必ず脱原発の方向のインセンティブは強いと、私は見ます。

それから、仮処分は出たら、その翌日に原発が止まります。本裁判というのは、重厚で非常に壮大な裁判になりますけれども、一審で勝っても、二審があつて、三審があつて。要するに、最高裁で判決が確定しないと現実に止まらないです。だけど、仮処分なら一発で止まる。

しかも、仮処分は何カ所でも起こしやすい。福井の高浜の3号機もそうでしたが、福井で最終的には負けたけれども大津で勝ったから、結局、止まった。だから3発4発起こして、そのうちの1発勝っただけでも原発は止まる。しかも、動き出した後でも間に合う。こういうメリットが仮処分にはあります。

私たちがいま考えている方法は、原発立地県の隣接、被害地元です。被害地元地方裁判所で、被害地元市民が、そして被害地元にいる弁護士が起こす。現に伊方原発でも、その典型的な様相を呈してきています。

松山では本訴が継続しています。間もなく、仮処分が起きます。広島でも、すでに仮処分が起きています。広島は伊方原発から100キロメートルですが、40キロメートルの所に大分があります。大分の市民は、いま何を言っているかという、「100キロの広島で起きたのに、なぜもっと近い大分で起こさないんだ。俺たちも起こすぞ、起こそうぜ」といって、海渡さんに、つい先日、起こしてくださいよという申し入れがあった。

海渡さんは、「河合さん、一緒にやろう」と言ってくれたので、私も喜んでやりますよと。井戸先生にもお願いしますねと申し上げています。だから

伊方原発を囲んで、広島、松山、大分と、その三つで仮処分が継続する。そのうち1発でも通れば止まる。そういう戦いを私たちは戦略的に練っています。

若干法律的なことをいうと、仮処分で1回勝って、その後ひっくり返されると、損害賠償請求をするぞと関西電力などは言っています。それをかわすために、仮処分を起こすのは大衆的に何百人で起こすのはやめる。

俺は負けて、仮に後で損害賠償請求されて財産を取られようと、俺はこの原発を止めるのに命を懸けるといふ人、何人かだけでいいのです。二、三人でいい。そういう人を募って、どんどんいろいろな所から、多方向から、その原発に仮処分をかけていくというのが、私たちのいま立てつつある作戦でございます。

最後に言っておきますけれども、原発を止めること、原発問題より重要な政治課題、社会問題はありません。なぜか。確かに格差是正も大事です。教育も大事です。TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）も大事です。でも、原発事故が起きてしまえば、その問題は全部飛んでしまいます。

格差是正、貧乏人も大金持ちも放射能は平等に降ります。教育、浪江を見てください。たった6校にいた生徒が700校に分散して、ばらばらにされてしまうのです。教育どころの話ではない。

文化も愛も教育も歴史も全て、観光業全て、原発事故というのは覆す。いまやっておられるお仕事をそれぞれ大事に一生懸命頑張って社会貢献しなければいけないけれども、それだけに目を奪われてはいけません。原発というのは、その全てを覆します。だから、どんな仕事をされている方も、どんなことに関心がある方も、常に原発のことを頭に置いておかなければいけない。

原発には必ず反対しないと、自らがやっている生きがいのある仕事や趣味や社会貢献、全部ぶっ飛びますから。そういう意味で、原発問題というのは本当に重要なのです。

最後に飯舘村の話をしてします。福島原発がここに 있습니다。太平洋がこちらに 있습니다。飯舘村は、この北北西 40 キロメートルの所に 있습니다。人口わずか 6 千人のかわいらしい村です。

土壌改良をして、「いいたて米」という、おいしいブランド米をつくるようになりました。それから、「飯舘牛」というブランド牛をつくるようになりました。そして、トルコギキョウの名産地になりました。人口 6 千人の老若男女が本当に仲良く暮らしている、いとおしいような、しかも繁栄している村です。それがあの事故で、一瞬にして廃村です。廃村というと、いまの村長は怒りますけれども、いまでも人は住んではいけないのです。

私や海渡さんは、よく飯舘村に行きます。飯舘村の役場の前に、「心和ませ地蔵」というのが 있습니다。そのお地蔵さんの頭をなでてくださいと書いて 있습니다。なでるとどうなるか。飯舘村の村民歌が、美しい少年少女 2 部合唱で流れてきます。「山 美わしく 水 清らかな その名も飯舘 わがふるさとよ」という、本当に美しい心を打つ歌が流れてきます。

それを聞いて私は、絶対に東京電力を許さない。東京電力にこの償いを必ずさせる。そして、飯舘村の人たちの、生活再建のめどを付けさせる。それなしに脱原発というのはできないだろうと私は決意をして、それ以降、脱原発の訴訟や運動に一生懸命頑張って、海渡さんや井戸先生と一緒に頑張っているわけです。

最後ですが、その決心をさせてくれた飯舘村の村民歌を歌って、私の講演と致します。終わります。

「山 美わしく 水 清らかな
 その名も飯舘 わがふるさとよ
 みどりの林に 小鳥は歌い
 うらら春陽に さわらび萌える
 あゝ われら いまこそ手と手 固くつなぎて

村を興さん 村を興さん

土 よく肥えて 人 情けある

その名も飯舘 わがふるさとよ

実りの稲田に 陽は照りはえて

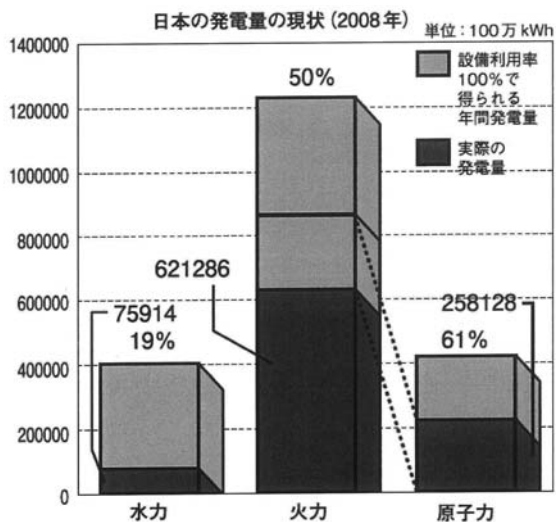
続く阿武隈 山幸歌う

あゝ われら 夢大らかに ともに励みて

村を富さん 村を富さん」

（ 作詞 小林金次郎さん ）
（ 作曲 石川 清さん ）

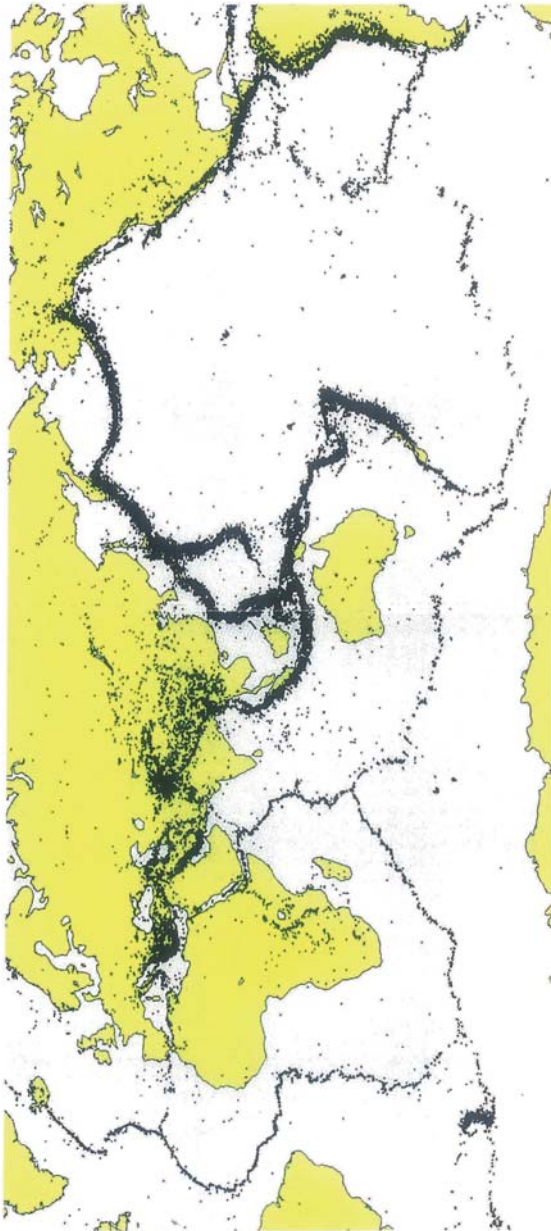
（了）



今まで原子力が発電していた電力は、火力発電所を約20%多く稼動することによって、簡単にカバーできることが分かる。また、水力によってもカバーできる。つまり、日本のすべての原発を止めても、火力・水力発電で十分に補えるため、今まで通りの生活を続けることができるのである。

[小出裕章氏の算出法に基づき、『FRIDAY』(講談社) 6月3日号を参考にして、編集部作成] 大下英治・河合弘之『脱原発』(青志社) 159頁より

別紙1



世界の地震分布（M4以上、深さ100km以下、1975～1994年）『理科年表』2006年版より

Distribution of Nuclear Power Plants (2001) 別紙2

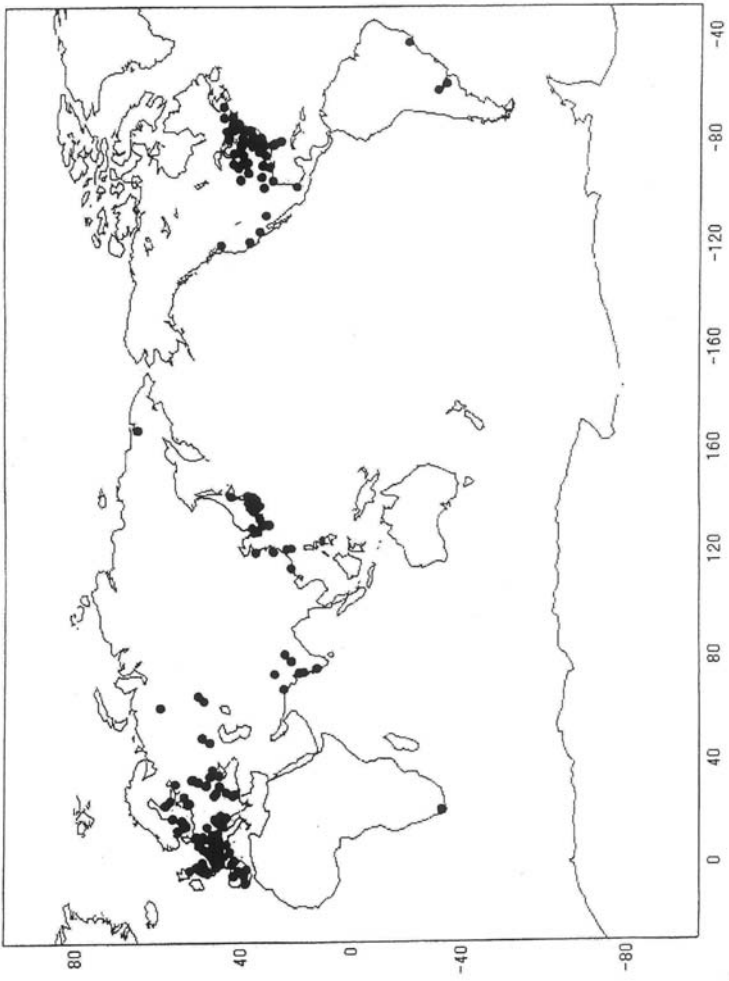
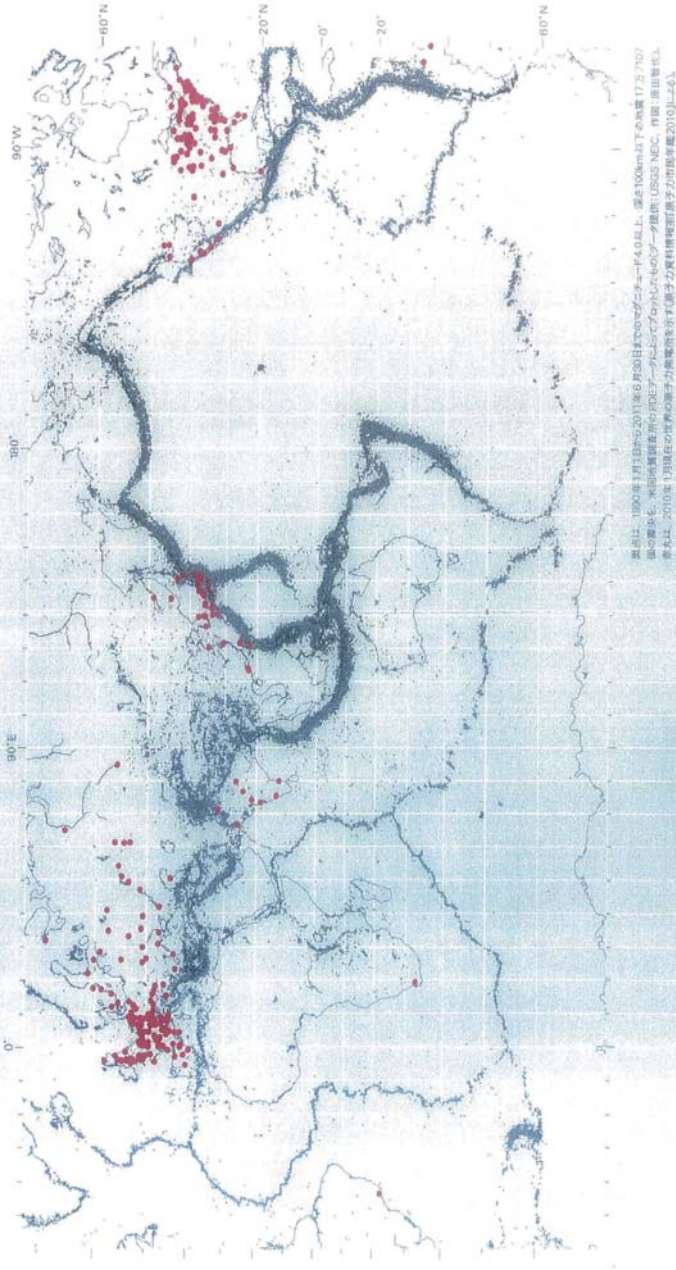


Fig. 9. Distribution of nuclear power plants in the world operated in 2001.

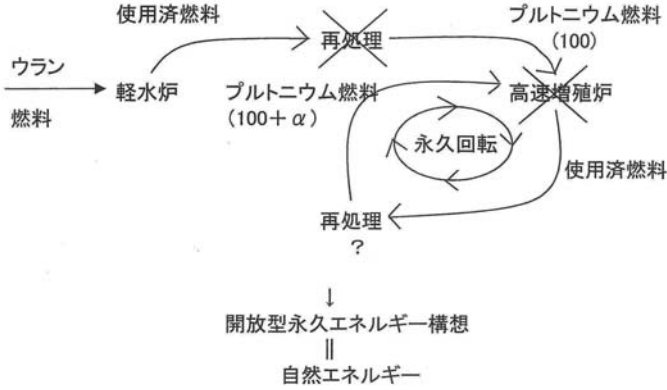
別紙3

世界の地震と
原子力発電所の分布

石橋克彦『原発震災』（七つ森書館）見開き頁より

別紙4

「日本は資源小国」→自己完結型永久エネルギー構想



〔あとがき〕

2016年度前期の法学部公開講座は、2015年9月に再稼働したばかりの川内原発1-2号機（鹿児島県）から145キロメートルの距離にある阿蘇山近くで2016年4月14日および4月16日に熊本地震が発生したにもかかわらず、日本の各地から原発の再稼働や運転延長などのニュースが相次いで報道される中、2016年5月14日（土）13時30分より本学のC校舎501教室で開催された。

福島原発苛酷事故後に改正された原子炉等規制法で、原発の運転期間は原則40年と定められてきていたが、原子力規制委員会は2016年6月20日に関西電力高浜原発1-2号機の（20年の）運転延長を認める等、「運転40年で廃炉」の原則は形骸化し始めていると言ってよい。そのような情勢の中で、公開講座当日、あらためて2011年3月11日福島で被災した者から直に被害の実態の説明があり、また、原発訴訟を中心的に担っている2人の弁護士からは、訴訟の現段階における課題が示されたことは、参加者に大きな示唆を与えるものと言って良いと思われる。

当日は、本号に収録した三本の報告を受けた後、2016年1～2月に再稼働した高浜原発3-4号機（福井県）の運転を禁止する仮処分決定を大津地裁が2016年3月9日出す訴訟において中心的な役割を果たされた井戸謙一弁護士（滋賀弁護士会）などの御参加を得て活発な討論（司会は法学部長の福井が行った）が行われたが、討論の部分は紙幅の関係で割愛した。

（福井厚 記）